**大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則の改正（案）について**

**１　改正の趣旨・理由**

○　大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）では、適正な土砂埋立て等の遂行を期待し得ず、条例の許可等を与えることができない者の要件（欠格要件）を規定しています。

○　その要件の一つとして、条例第11条第１項第１号ハに「土砂埋立て等の事業に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」と定め、具体的には大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第９条第１号から第３号に列挙している法令による処分等を受けた者と規定しています。

○　しかし、土砂埋立て等に関しては、規則第９条第１号から第３号に掲げる法令以外にも様々な関係法令が存在しており、それらの法令の規定に反して、許可や届出をせずに土地の改変等を行った者や許可等に係る義務を履行しない者が、当該違反行為が行われた場所とは別の場所などで条例に基づく許可等の申請を行うことが考えられます。

○　そこで、条例の目的をより確実に達成するため、規則第９条第１号から第３号に掲げる法令とその他の土砂埋立て等に関する法令の許可等に係る規定に違反する行為を繰り返した者も、条例の許可等を与えることができない者の要件に加えるなど、所要の改正を行います。

**２　改正の内容**

不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者について定める規則第９条等について、以下のように改めます。

（１）規則第９条第３号について（改正）

同号に定める関係法令の規定による命令を受けた日から３年を経過しない者に関し、当該命令を受けた対象地の区域について、「申請に係る埋立て等区域」から「府域」に改めます。

（２）規則第９条第４号について（新規）

府域において、申請前３年間に２回以上、別紙に列記する関係法令の許可等に係る規定に違反した者に関する規定を設けます。（別紙参照）

**３　施行期日（予定）**

平成２８年６月上旬

【別紙】

規則第９条第４号に規定する欠格要件の対象とする違反行為

１　対象とする違反行為

規則第9条第4号の欠格要件の対象となる違反行為は、次に掲げる法令の許可等に係る規定に違反する行為です。

|  |
| --- |
| １．大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例(平成二十六年大阪府条例第百七十七号)第七条の許可２．地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十一条第一項の承認又は第十八条第一項若しくは第四十二条第一項の許可３．宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項の許可又は第十五条第一項若しくは同条第二項の規定による届出４．急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の許可又は第十三条第一項の規定による届出５．大阪府砂防指定地管理条例（平成十五年大阪府条例第七号）第四条第一項の許可又は同条第二項の規定による届出６．土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第一項の認可又は第百九条の許可７．森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項、第三十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可又は第十条の八第一項若しくは第二項、第十五条、第三十四条第九項若しくは第三十四条の二第一項（これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。）の届出書の提出８．農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可９．海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四若しくは第三十七条の五の許可又は第十三条第一項の承認10．自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十条第三項若しくは第十六条第三項の認可、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は第三十三条第一項の規定による届出11．河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十条の承認、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十九条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項の許可又は第八十八条の規定による届出12．農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の許可13．大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年大阪府条例第七号）第二条第一項の許可14．生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八条第一項の許可又は同条第五項若しくは第六項の規定による届出15．市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例の規定による許可であって１の許可に相当するもの16．近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第八条第一項の規定による届出又は第九条第七項の認可17．自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十七条第一項、第二十五条第四項若しくは第二十七条第三項の許可又は第十七条第三項、第二十五条第七項、第二十七条第六項若しくは第二十八条第一項の規定による届出18．大阪府自然環境保全条例（昭和四十八年大阪府条例第二号）第十三条第四項若しくは第十八条第一項の許可又は第十三条第七項、第十五条第一項若しくは第十八条第四項の規定による届出又は第二十八条の規定による協定の締結19．大阪府立自然公園条例（平成十三年大阪府条例第六号）第五条第一項の認可、第六条第三項の許可又は第六条第六項、第七項若しくは第七条第一項の規定による届出 |